

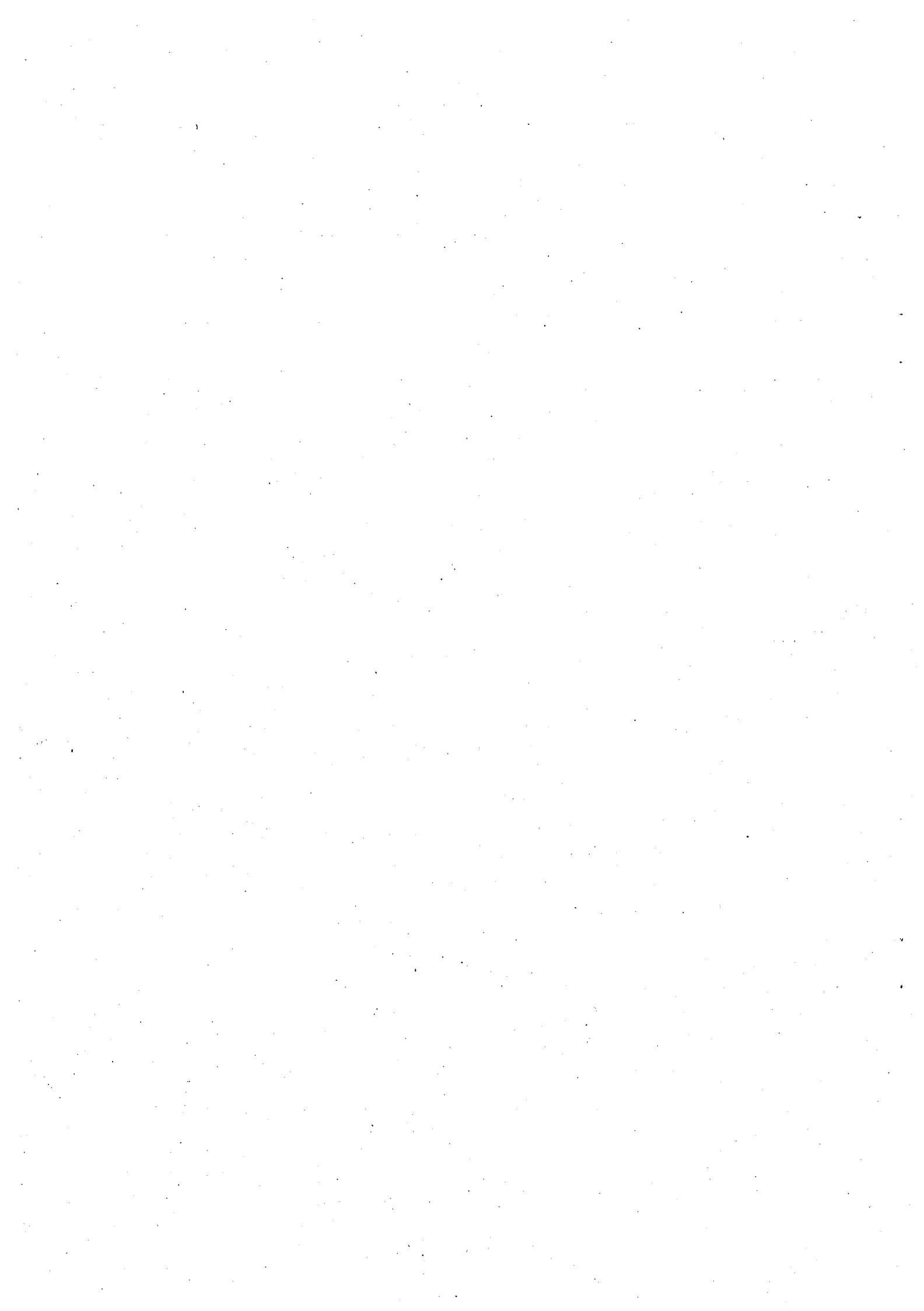
総務教育常任委員会資料

(令和 2 年 4 月 21 日)

【件名】

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（教育総務課） 1

教育委員会



新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年4月21日
教育総務課

- 感染防止対策の徹底を図った上で、全ての学校で予定どおり始業式、入学式を行い、新学期が開始した。その際、学校の衛生管理の徹底及び保護者への協力依頼について、チラシを作成して全ての家庭に配布した。
- 4月10日の県内感染者発生を受けて、県立社会教育施設の利用制限等の実施について決定した。
- 4月16日の全国一律の緊急事態宣言を踏まえて、県立学校の臨時休業等について決定した。

1 新学期の開始

- ・県内全ての公立学校で、感染防止対策の徹底を図りつつ、予定どおり始業式、入学式を実施し、新学期を開始した。(参加人数の規模縮小、マスク着用、風通しを良くする 等)

	始業式	入学式
県立学校	(4/7) 34校(分校含む)	(4/7) 25校、(4/8~10) 8校(分校含む)
市町村立学校	(4/7) 11市町村、(4/8) 7市町	(4/8) 11市町村、(4/9) 7市町

- ・学校の衛生管理の徹底や保護者への協力依頼について、別紙1のチラシを配布して周知した。

2 県立社会教育施設等の利用制限

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、次の施設について利用制限等を実施する。

[時期：4月13日～5月6日]

(1) 全面休館

船上山少年自然の家、大山青年の家

(2) 利用制限

生涯学習センター(県民ふれあい会館)

→夜間、ゴールデンウィーク閉館(会議室等の予約済を除く)

図書館 →事前予約した資料のみ入口で貸出、電話・メールでの資料相談のみ受付

博物館 →自主企画・常設展中止

(3) 県立学校の学校開放の中止

- (1) (2) を踏まえて、県立学校の一般の方への学校開放を中止する。

3 緊急事態宣言を踏まえた臨時休業の対応

4月16日に発令された全国一律の「緊急事態宣言」を踏まえて、県立学校の臨時休業等について、以下のとおりとすることとした。

(1) 県立学校における臨時休校の対応

4月27日(月)から5月6日(水)まで臨時休校とする。

・臨時休校中の部活動については中止する。

・教職員については、それぞれの健康状況や家庭状況に配慮しつつ、学校の状況に応じて在宅勤務などの工夫を行なながら業務を継続する。

(2) 休校期間中の学習機会の確保・健康管理

・臨時休校中に児童生徒が授業を十分に受けられることによって学習に著しい遅れが生じることのないよう対応する。

→e-ラーニング教材などICTを活用した学習支援や学習プリントによる支援

→教科ごとに適切に学習課題を課す

・児童生徒の健康管理について、電話等で学校と家庭の相互連絡を適切に行なうことで健康状態の把握に努める。

(3) 居場所が必要な子どもへの対応

・特別の事情により自宅で過ごすことができない特別支援学校の幼児・児童・生徒については、その居場所等について、保護者や福祉保健部局と個別に相談・調整の上で対応する。

※市町村立学校も同様の措置をとるよう、市町村教育委員会に要請

4 児童生徒の心のケア

- ・スクールカウンセラーの早期活動開始等の体制整備やいじめ防止等を別紙2のチラシで啓発した。

5 保護者等への支援

- ・経済的支援等について、別紙3のチラシで周知した。

県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さんへ

新学期開始に伴う「新型コロナウイルス感染症」の 感染拡大防止のために、御協力をお願いします。

お願い

本県では、県内の感染状況を考慮し、手洗いの徹底はもとより感染拡大のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）を極力避けるなど、徹底した感染防止策を講じた上で、予定どおり新学期を開始することとしたところです。

学校でも感染防止策を徹底しますが、まずは家庭から学校に送り出される際の健康観察の徹底をお願いします。毎朝の登校前には検温していただき、発熱や風邪症状、においや味の異常がある場合は、無理な登校は控えてください。感染が心配な場合は、適切な医療機関を紹介してもらいますので、発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。また、医療機関での感染を防止するために、取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、必ず、事前に電話連絡してから受診してください。「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、学校へお知らせください。

教室は定期的に換気するため、春は肌寒い場合もありますので、登校時の服装に御配慮ください。

また、裏面の手洗いや咳エチケットに関する内容を確認いただき、学校だけでなく家庭でも徹底をお願いします。

家庭での感染症の予防対策

- 発熱等の風邪症状、においや味の異常が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- 「帰宅時」「食事前」「掃除後」「運動後」などにこまめな「手洗い」を徹底する。
- 咳やくしゃみが出る場合は、咳エチケットやマスクの着用などを心がける。
- 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出はできるだけ控える。
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

学校の衛生管理の徹底

- 「登校時」「食事前」「掃除後」「運動後」などにこまめな「手洗い」を徹底する。

- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）の消毒を行う。

- 感染拡大のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）を極力避ける。

- ・こまめな換気（1時間に5～10分程度・2方向の窓を開ける）を行う。
- ・児童生徒が密集しないよう空間を工夫する。
- ・近距離での会話や発声、合唱を避ける。
- ・部活動を行う場合は、感染防止に十分配慮しながら、短時間での効率のよい活動を心がけるとともに、活動後の衛生管理や、用具の消毒等に努める。
- ・給食の配膳の際は、児童生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行うとともに、児童生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控える。



県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談センター等に連絡してください。

○発熱・帰国者・接触者相談センター（24時間対応）

東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（時間外0857-22-8111）

中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3135、0858-23-3136

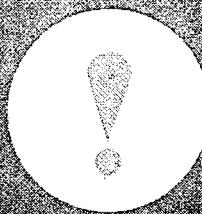
西部地区（米子保健所内） 0859-31-0029

○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527（時間：午前8時30分から午後5時15分）





感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

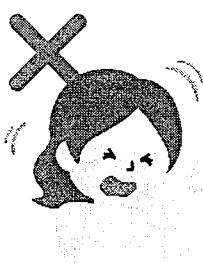
②咳エチケット

3つの咳エチケット

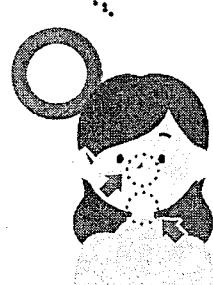
電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



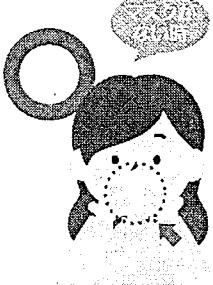
何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

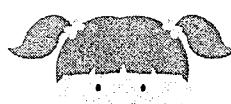


ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



鼻と口の両方を
確実に覆う



ゴムひもを
耳にかける



隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



(小学校上学年)

じどう 児童のみなさんへ

～みんなでいじめのない学校をつくりましょう～

とっとりけんきょういくいいんかい
鳥取県教育委員会

世界中で、たくさん的人が、「新型コロナウイルス感染症」のひろがりをふせぐために、けんめいに取り組んでいます。

そのような中で、病気にかかった人、病気にかかった人と長い時間いっしょに過ごした人、治療に関わる人、その家族、ある国や地域の人、ある仕事をする人などに対するかたよった見方や差別的な言動・いじめなどがあってはなりません。

ウイルス感染について、ふざけて冗談や悪口を言うことや、病気に関わる人に對して良くないイメージの言葉を使うことは、たくさんの人を傷つけることになります。正しい情報を知るように心がけましょう。

そして、病気に関わる人の人権や個人の情報が守られることはとても大切なことです。

あなたの周りで不安な気持ちになっている人を見かけたら、学校の先生や大人に伝えてください。また、その人に優しく声をかけるなどして支え合い、思いやりのある行動を心がけましょう。

もし、自分の心が傷ついたときは、ひとりでなやまず、すぐに家族や友達、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

みんなで力を合わせて誰もが安心して過ごせる学校をつくりましょう。

【相談窓口】 (24時間いつでも無料で相談できます。)

○いじめ110番

電話:0857-28-8718

○24時間子供SOSダイヤル

電話:0120-0-78310

○いじめ相談専用メール

メール:ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp



※新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら、身近な大人に相談しましょう。

新型コロナウイルス感染拡大に係る 個人支援策

～新型コロナウイルス感染症の影響に対する様々な支援制度があります～

休業支援

※内容については今後順次更新されますので、最新の情報についてはそれぞれの「くわしい情報はこちら」にてご確認ください。



小学校休業等対応支援金(厚生労働省)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

対象

- (1)～(4)のいずれにも該当する方
 - (1)①又は②の子どもの世話をを行う保護者であること
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども、②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
 - (2)小学校等の臨時休業等の前に、一定の業務委託契約等を締結していること
 - (3)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと
 - (4)雇用保険被保険者でないこと、労働者を使用する事業主でないこと

内容

令和2年2月27日から3月31日の間ににおいて、就業できなかった日について、
1日当たり4,100円(定額) ※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く

申請期間

令和2年3月18日から
6月30日まで

◆ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせ
学校等休業助成金・支援金等相談センター
0120-60-3999
(受付時間 9:00～21:00) ※土日・祝日含む



小学校休業等対応補助金(鳥取県)

『小学校休業等対応支援金』の対象にならない方へ、県が事業所得の一部を支援します。

対象

- (1)～(5)のいずれにも該当する方
 - (1)国支援金の対象外であること
 - (2)①又は②の子どもの世話をを行う保護者であること
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども、②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
 - (3)県内を主たる拠点とする個人事業主であること
 - (4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をため、個人事業を休業したこと
 - (5)個人で行っている事業が申請者の主たる事業(当該事業に係る収入が総収入の2分の1を超える)であり、青色申告を行っていること

内容

令和2年2月27日から3月31日の間に個人事業を休んだ日数×4,100円／人
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く

申請期間

令和2年3月24日から
6月30日まで

くわしい情報は
こちら

◆ 鳥取県新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応補助金
商工労働部雇用人材局
とっとり働き方改革支援センターHP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290506.htm>



納税猶予

地方税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納税の猶予を受けることができます。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
※猶予期間内における途中での納付や分納など、くわしい情報は
事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税の猶予制度
総務部税務課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290734.htm>



生活支援

生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

○休業された方の世帯向け(緊急小口資金)

対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付額

10万円以内(一定の場合は20万円以内)

くわしい情報はこちら↓

○失業された方等の世帯向け(総合支援資金)

対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付額

2人以上世帯 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への一時的な生活資金の貸付(生活福祉資金貸付制度)
福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290806.htm>



教育支援

就学支援等

新型コロナウイルス感染症に係る就学支援や児童・生徒の心のケアを行っています。

○授業料などの負担軽減

- ✓ 入学料の減免
- ✓ 授業料の減免
- ✓ 定時制通信制教科書給付
- ✓ 高等学校等就学支援金
- ✓ 就学助成制度
- ✓ 鳥取県育英奨学金(高校分)の緊急貸与
- ✓ 鳥取県育英奨学金の返還猶予
- ✓ 高校生等奨学給付金の申請期間の延長

※私立中学校・高等学校等の授業料減免

→くわしくは子育て・人財局総合教育推進課へ(0857-26-7841)

○児童・生徒の心のケア等

- ✓ スクールカウンセラーによる心の健康相談等
- ✓ 教育相談電話
- ✓ 人権への配慮といじめ防止への対応

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る就学支援等への対応について
教育委員会事務局教育総務課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290968.htm>



修学支援

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等への支援があります。

○高等教育修学支援新制度

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

内容

授業料・入学金の免除／減額・給付型奨学金の支給

◆ 新制度の概要

文部科学省特設HP

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



○貸与型奨学金(無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】目安年収 ~約800万円
【有利子奨学金】目安年収 ~約1,100万円

※保育士等修学資金貸付制度

現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。→くわしくは子育て・人財局子育て王国課へ(0857-26-7150)

◆ 貸与型奨学金の制度概要

日本学生支援機構HP

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>



鳥取県

(事務局)令和新時代創造本部新時代・SDGs推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話:0857-26-7650

ファクシミリ:0857-26-8111

電子メール:sdgs@pref.tottori.lg.jp



Tottori Prefecture Web Site

鳥取県HP「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイト」→
<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

